

会員各位

アライオートオークショングループ
荒井商事株式会社

重 要

オークション規約 改定のご案内

拝啓 早春の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素よりアライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度アライオートオークションは、アライオークションへと名称を変更することとなりました。また、オークション規約(トラック/バス)の記載内容を整理し、改定を実施いたします。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催できますよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますので、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

導 入 日

2023年 4 月 1 日(土)

内 容

【規約改定】

1. アライオートオークションからアライオークションへの名称変更

下記のオークション規約内記載内容変更

- ・オークション規約(乗用/商用バン)
- ・オークション規約(トラック・バス)
- ・アライ総合機械オークション規約(包括)
- ・アライ総合機械オークション規約(バイク)

2. オークション規約(トラック・バス)の主な改定内容

- (1) 目次を新設、規約の記載内容の整理及び変更
- (2) 検査基準改定
- (3) クレーム処理細目の整理及び変更

1. アライオートオークションからアライオークションへの名称変更

- (1) アライオートオークションからアライオークションへの名称変更に伴い、規約内アライオートオークションの記載をアライオークションに変更
- (2) アライオートオークションからアライオークションへの名称変更に伴い、規約内アライ AA の記載をアライ A に変更

2. オークション規約(トラック・バス)の主な改定内容

(1) 目次を新設、規約の記載内容の整理、及び変更

(2) 検査基準改定

《現在》

アライAA トラック・バス専用 検査基準表

評価点	内容
5点	内外装の状態が良好で、無修正に近く良好なもの 上物(ボディ)に多少の使用感があるもの 小型トラック:走行 50,000kmまで 中型トラック・大型トラック:走行 100,000kmまで
4点	外装に多少の凹み,傷,鈑金修理跡があるが修正せずに十分使用可能なもの 上物(ボディ)各部に,曲り,捻れ,凹みが少なく,状態が良好なもの 小型トラック:走行 200,000kmまで 中型トラック:走行 500,000kmまで 大型トラック:走行 800,000kmまで
3.5 点	リヤフレーム及びリヤフレームに接合されているクロスメンバーに歪があるもの(歪大は評価0点) けん引フック部に歪があるもの キャブフロアより下位置に歪・修正・交換があるもの 走行不明(井)車両, メーター改ざん(*)車両
3 点	凹みや傷等があり,修理・修正を必要とするもの 目立つ錆, 腐食があるもの エンジン・トランスミッションに不具合があるもの フロント・センターフレーム,クロスメンバーに歪があるもの(歪大は評価0点) キャブフロントパネル(ボンネットタイプを除く),バックパネルの交換 上物(ボディ)に瑕疵があるもの(ボディ取付に不具合のあるもの)
2点	フレーム・クロスメンバーの亀裂・腐食穴 キャブ・上物(ボディ)の腐食穴大
1点	冠水・消火剤散布車両等の瑕疵車両
0点	現状車両, 検査基準に該当しない車両 走行危険車両・不動車両
B点	現状車両 フロント・センターフレーム,クロスメンバーの亀裂・腐食穴が大きいもの
R点	R点: 修復車両(骨格部位の損傷・改造・加工等)
	R1点: 修復車両であり, 評価1点の内容と重複する車両
	R2点: 修復車両であり車両状態が悪いもの, 評価2点の内容と重複する車両
99 点	ノー検査車両

※検査基準内容に示す評価点は, あくまでも上限評価点とする。

↓
《改定後》

アライ A トラック・バス専用 検査基準表

評価点	基準内容
5 点	内外装の状態が良好で、無修正に近く良好なもの 上物（ボディ）に多少の使用感があるもの 小型トラック：走行 50,000 k m まで 中型トラック・大型トラック：走行 100,000 k m まで
4 点	外装に多少の凹み、傷、钣金修理跡があるが修正せずに十分使用可能なもの クロスメンバー（第一メンバー含む）の交換が良好なもの 上物（ボディ）各部に曲り、捻れ、凹みが少なく、状態が良好なもの 小型トラック：走行 200,000 k m まで 中型トラック：走行 500,000 k m まで 大型トラック：走行 800,000 k m まで
3.5 点	キャブフロントパネル（ボンネットタイプを除く）、サイドパネル、バックパネルの交換 クロスメンバー（第一メンバー含む）修正 クロスメンバー（第一メンバー含む）に軽微な歪、亀裂、腐食穴があるもの リヤフレームに歪があるもの（歪大は評価 0 点） キャブフロアより下位置に歪・修正・交換等があるもの 走行不明（#）車両、メーター改ざん（*）車両
3 点	凹みや傷等があり修理・修正を必要とするもの 目立つ錆、腐食があるもの エンジン・トランスミッションに不具合があるもの 外板からの入力がないフロント・センターフレームに歪、曲りがあるもの（歪大は評価 0 点） 上物（ボディ）に瑕疵があるもの（ボディ取付に不具合のあるもの）
2 点	クロスメンバー（第一メンバー含む）の亀裂、腐食穴大 フレームの亀裂・腐食穴 キャブ・上物（ボディ）の腐食穴大
1 点	冠水・消火剤散布車両等の瑕疵車両
0 点	現状車両、検査基準に該当しない車両 走行危険車両・不動車両
R 点	R 点: 修復車両（骨格部位の損傷・改造・加工等） RB 点: 修復車両であり、評価 B 点の内容と重複する車両
B 点	現状車両 フロント・センターフレームの亀裂・腐食穴が大きいもの
99 点	ノー検査車両

※検査基準内容に示す評価点は、あくまでも上限評価点とする。

(3) クレーム処理細目の整理、及び変更
変更

・遠隔地についてのクレーム申立期間変更

《現在》

第11章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム) 規程

第3条(処理基準)

8 クレーム等の申立期限は、オークション開催日から日曜日を除いた5日以内(期限最終日の 17 時まで)とする。

ただし、申立期限最終日がアライAA休館日の場合は、翌日の 17 時までとする。

また、アライAAが認めた特殊事情(遠隔地・災害上の問題等)の場合は、この限りではない。

上記以外でのクレームに関する申立期限に関しては、本規約及び本規約内のクレーム処理細目に定めるものとする。

なお、アライAAが定める遠隔地によるクレーム申立期限延長とは、搬出期限内の搬出及びクレーム申立期限内に、アライAA事務局への事前連絡を必要とする。また対象地域は、アライAA会場ごとに定めた地域とし、クレーム申立期限からプラス 2 日間としたうえで、期限最終日の 17 時までとする。また各会場で運営するヤードについては、会場ごとで定めるものとする。(遠隔地対応地域表 別紙あり)

↓

《改定後》

第 9 章 クレーム規程

第 3 条(期間)

1 クレーム等の申立期限は、オークション開催日から日曜日を除いた5日以内(期限最終日の 17 時まで、事務局営業時間外はFAX で申立)とする。ただし、申立期限最終日がアライ A 休館日の場合は、翌日の 17 時までとする。上記以外でのクレームに関する申立期限に関しては、本規約及び本規約内のクレーム処理細目に定めるものとする。出品店への連絡は、申立受付後、順次事務局より連絡をするものとする。

4 落札車両が基本となるクレーム申立期限内に届かない場合および遠隔地については、原則として車両到着日翌日のアライ A の営業時間までクレーム受付期間の延長を認めるものとする。但し、アライ A の搬出期限内に搬出された場合に限るものとし、且つオークション開催日を含めて5日以内にアライ A への申請を必要とする。また、輸送業者の遅延証明等提示を求めることがある。尚、期間延長の最長はオークション開催日を含めて10日以内のアライ A の営業時間までとし、遠隔地については会場ごとで対象地域を定めるものとする。(遠隔地対応地域表 別紙あり)

第 1 0 条 (クレーム処理細則)

規程変更

・ターボ(過給機系)不良

商談落札 ノークレーム ⇒ クレーム対象

規程追加

・灯火類の不良

・EV 関係不良

・エアー漏れ

・初度登録月相違

・上物寸法記載相違

・ミッション載せ替え(規格外)

・冷房の相違

- ・二次架装未記入
- ・車台番号改ざん
- ・担保設定等により完全な所有権移転ができない場合
- ・上物内容物未処理

※上記以外のクレームについてはアライ A 判断とし、クレーム申立て期限の最長を 180 日とする。

詳しくは弊社ホームページ <https://www.araiaa.jp/> にてご確認下さい。

以上